

野洲市まちづくり基本条例推進委員会（第5回）会議要録

平成20年7月15日（火）
野洲市役所本庁舎 3階 第1委員会室

開会 15:00

あいさつ

（委員長）

本日の配布資料を確認する。

去る5月30日に「寄付金による基金及び市民活動支援制度」について市長へ答申をさせていただきます。

6月24日には、次の諮問内容である「住民投票制度」について審議に入る前に、事前協議会として勉強会を開催し、積極的なご意見をいただきました。また、各委員から正式な委員会を開催する前に、協議会を開催することについて同意意見をいただきましたので、そのような進め会で運営していきたい。

今回から自治連合会会長及び副会長として委員の交替があり、比留田自治会長で野洲市自治連合会会長の中野委員さんと、北桜自治会長で野洲市自治連合会副会長である青木委員さんをご紹介します。

また、事業者代表として野洲青年会議所理事長の梅村委員さんは少し遅れる連絡をいただいているので、後ほどご紹介する。

経過報告 寄付金による基金及び市民活動支援制度について

（委員長）

これまで委員会では、寄附金を集め市民活動支援していくための制度を検討し、市長へ答申したところだが、同時期に国においてふるさと納税制度が検討され、法律改正が行われた。委員会では野洲市に住む市民、事業者がみんな市民活動を支え合おうということを議論していたが、野洲市以外の方からも寄附金を募っていくもので、広く野洲のまちづくりへの参加を募っていくものである。

そこで、市において委員会からの答申を受けて、同条例案を作成されたので、経過報告として事務局から説明をいただきたい。

なお、制度が確立するまでの間、委員会委員のみなさんで広報活動に力を入れていきたい。

また、先日、地域の安全対策の会合があり、一人の市民の活動が紹介された。市民活動データブックには300以上の団体が掲載されているが、このようにお一人の地道な活動もまちづくりの力となる市民活動であることも忘れずに評価していくことなど、支援制度を確立していきたい。

これまでの件でご意見があればお願いします。

（委員）

事前協議会のことだが、委員会とあわせて概ね月2回の会合と理解してよいか。

（委員長）

みなさんの合意でそのように進めていきたい。

それでは事務局から制度の経過報告として説明願う。

（事務局）

市内部において、委員会で答申をいただいた内容についてふるさと納税制度と併せて制度

化を図るため検討し、野洲市まちづくり寄附条例案を作成した。まちづくり基本条例に基づき、野洲のまちづくりを推進していくために、広く寄附金を募り各種事業を実施していかうとするもので、まちづくりへのみんなの参加をより促進していくもの。

委員会の答申内容では、市民のまちづくりへの参加と、事業者の地域社会貢献という視点で寄附を募るものであったが、更に市外在住の方で、ふるさと野洲への思いを形にするために寄附を募るもの。

ふるさと納税制度は、全国どこにお住まいでも、自分が思いをもつ都道府県や市区町村へ寄附をすると、個人住民税などが控除される制度であり、例えば、4万円寄附されると、3万5千円が控除されるというもので、全国の自治体でPRが始まっている。

本市の場合、寄附をいただく方は、野洲の市民活動を支援するか、まちづくり基本条例に基づく人権、福祉、環境、地域経済、人づくりを支援していくのか選択をするものとし、寄附者の思いを的確にまちづくりに反映していくものである。寄附の詳細については、同条例案をご確認願う。

(委員長)

当初6月議会への提案に向けて答申を進めたが、このふるさと納税制度が成案となったことを受け、市行政から制度を併せた検討をしていくということで、9月議会への提案としていくものとされた。

まちづくり寄附条例では、目的や事業区分を明示されており、この基金への寄附によって、寄附する方の意志が尊重されるということや、そのことで個人住民税から控除されるということをご理解いただいでよいのではないかと。

(委員)

企業からの寄附については、どうなのか。

(事務局)

従来のとおり法人税で損金算入されます。

(委員)

他市に住んでいるが、制度の詳しい説明がなされていくのか。

(事務局)

現在、条例素案を作成し、まずは受け皿を作ったもので、9月議会に提案をしていく予定で、広くPRしていきたい。例えば、大阪にお住まいであれば、野洲市にご寄附をいただくことで、大阪の住民税が控除されるもの。

(委員)

ふるさと納税制度は既にスタートしているものだが、今回の条例と同じものなのか。

(事務局)

都道府県や市区町村への個人から寄附について控除されるもので、野洲にお住まいの方から野洲市に寄附がなされても同様に控除が適用されるもので、制度として包括されている。

(委員)

野洲としては9月から具体的にPRしスタートするものと理解してよいか。

(委員長)

ふるさと納税制度の疑問点もあると思うので、事務局からQ&Aを委員のみなさんにお渡し願う。

(委員)

ふるさと納税制度では、いくつかの事業を提示していくものと理解しているが、この条例では整合がとれているのか。

(委員長)

条例第 2 条の事業区分で提示されており、第 2 条の第 1 号で市民活動の支援を規定し、第 2 号から以降が今回のふるさと納税による制度で明示しているものと理解してよいのではないかと。

その他にご意見があれば、またお願いする。

協議事項

1．住民投票制度について

(委員長)

今回、住民投票制度に関して、東京都杉並区の制度について視察されたとお聞きしたので、そのポイントについて、政策監から説明願いたい。

(政策監)

杉並区では、自治基本条例が制定され、そのなかで住民投票制度が謳われている。この自治基本条例は、平成 14 年に制定され、15 年 5 月に施行され、第 26 条で住民投票の実施について、第 27 条では請求と発議について規定されている。

自治基本条例の制定について、条例が区議会で提案され、区議会では特別委員会を設置し審議がなされ、第 10 条で区議会議員の責務が追加規定されている他、3 点の付帯決議がなされ、条例の趣旨と内容の周知徹底を図ること、他の条例は本条例の趣旨を最大限尊重すること、条例施行後一定期間の施行状況等検討し必要な措置を講ずることとされ、区において見直しの検討が進められ、その検討結果が区の全員協議会で報告がなされた。

特に住民投票制度については、区政への参画のアイテムの一つであり、具体的な請求事例はないということであった。区長、区議会議員は住民から選挙で選ばれた方であり、住民投票制度は、議会と首長の二元代表制を補完するものであり、投票結果を尊重していくものであるということであった。

(委員長)

住民投票の規定について本市のまちづくり基本条例では、別途定めるとなっており規定について、杉並区では自治基本条例で規定している。また、条例の見直しについては、行政が中心に検証を進められている。本市では推進委員会があるが、市長から見直しに関する諮問がない限り、できないものとなっている。

(政策監)

杉並区では見直しについては付帯決議で明記され、本市では条例第 30 条で施行から 4 年を超えない期間ごとに見直しについて規定し、委員会については第 29 条で見直しに関する規定が規定されている。

(委員長)

本市の条例第 29 条では、市長の諮問に応じて審議するもので、見直しの取り組みについても幅広く取り組めるよう課題として検討していく必要がある。

住民投票制度の議論に際しては、関連する事項が出てくることも想定される。

(政策監)

杉並区の住民投票制度について、追加説明するが、投票年齢について諸外国では 18 歳が多いこと、国内の世論や選挙と異質であること、区の将来を左右する重要なことを決めるものであることなどから、18 歳とされた。外国人については、永住の意志があつて登録がなされた方で、住民として区の将来について意思表示できるしくみであり、最終的には議会で判断していくもの。

～梅村委員の出席、自己紹介～

(委員長)

それでは住民投票制度の論点整理に向けて、事務局から説明願う。

(事務局)

～配布資料について説明～

(委員長)

検討項目について、他の事例を提示して本市についてはどうか、という方法で進めていきたい。

この推進委員会が設置されたときに、新聞発表では「住民投票制度の審議開始」という見出しであった。投票年齢等で注目もされていると思うが、まずはじっくり制度について検討していきたい。

また、川崎市でも検討委員会の報告がまとめられ、住民投票条例が制定された。先例として研究していくうえで、各委員の参考として資料をお持ち帰りいただきたい。

更に、静岡県で住民投票条例が否決されたことについて、本が発刊されていたので、参考にご覧いただきたい。

これからは、更にわかりやすく議論を進めていきたいが、市長選挙を控えた時期でもあり、政争の具になることは控えたい。

(委員)

制度も市議会で否決されることもあると思うが。

(委員)

住民投票制度について、事案となるケースによると思われる。

(委員)

住民投票制度も否決される可能性もあるのではないか。

(委員)

まちづくり基本条例に規定されているものであり、まちづくりの憲法に明記しているので、心配はない。

(委員長)

寄附金と基金について答申では、寄附金にあわせて市の財源からの補填もあわせて検討すべきである旨、記載されているが、寄附金だけで支援していくという決定もあり、その程度はあるのではないか。

(委員)

市議会議員さんから、寄附金以外のことを委員会が検討するのはどうか、というご意見もお聞きしたが、委員会としての審議として余地はある。

2. その他

(委員長)

海外の大学のコミュニティの研究者からまちづくり基本条例推進委員会についてヒアリングにいられたのでご報告する。

8月は、各委員において、住民投票制度について他の事例の研究をお願いすることとし、次の事前協議会としていく。

閉会 (17:00)